

一九 気候変動に関する国際連合枠組条約及び関連法令

政令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年四月七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

政令 第四百十三号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令

第一章 総則

(温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン)

第一条 地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

- 一 トリフルオロメタン(別名HFC―三三)
- 二 ジフルオロメタン(別名HFC―三二)
- 三 フルオロメタン(別名HFC―四一)
- 四 一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン(別名HFC―二二五)

- 五 一・一・二・二―テトラフルオロエタン(別名HFC―三四)
- 六 一・一・一・二―テトラフルオロエタン(別名HFC―三四a)
- 七 一・一・二―トリフルオロエタン(別名HFC―一四三)
- 八 一・一・一―トリフルオロエタン(別名HFC―一四三a)
- 九 一・二―ジフルオロエタン(別名HFC―一五二a)
- 十 一・一・一・二・三・三―ヘプタフルオロプロパン(別名HFC―二七e a)
- 十一 一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン(別名HFC―三六f a)
- 十二 一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン(別名HFC―二四五c a)
- 十三 一・一・一・二・三・四・四・五・五―デカフルオロペンタン(別名HFC―四三―一〇me e)

[後略]

(官報号外第67号平成11年4月7日水曜日)